

アイドリングストップ支援機器等導入促進助成金交付要綱

平成23年5月20日 制定
令和 7年4月25日最終改正
一般社団法人 神奈川県トラック協会

(目 的)

第1条 一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「神ト協」という。）は、アイドリングストップの励行を支援するため、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、アイドリングストップ支援機器等の導入を実施する会員事業者（以下「事業者」という。）に対する助成金の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象はアイドリングストップ支援機器等を新たに導入しようとする神ト協の会員事業者とする。

2 会費を滞納している事業者は助成対象としない。

(助成対象機器)

第3条 助成の対象とするアイドリングストップ支援機器等は、トラックドライバーが休憩・荷待ち等におけるエンジン停止時に、相当時間連続して使用可能なトラック用に開発された車載用冷暖房用機器（中古品・レンタル品を除く）で、下に掲げるものとする。

1. 蓄熱マット、毛布又はベッド（外部電源対応機除く）
 2. 蓄冷式クーラー
 3. 冷蔵・冷凍車向け後付スタンバイ装置
 4. エアヒータ
 5. 車載バッテリー式冷房装置
- 2 エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置については、全ト協が指定した機器を助成対象機器とする。
- 3 令和7年度中に新規入会した事業者にあつては、入会日以降に導入した機器を助成対象とする。

(助成金の額・上限台数等)

第4条 助成金の交付額は、別表による。

(機器の装着)

第5条 助成金の対象となる機器の装着については、神奈川県内に使用の本拠を有する事業用貨物自動車に取り付けること。

(助成対象期間及び受付期間等)

第6条 助成対象期間は、令和7年3月1日から令和8年2月27日までに導入が完了し、支払いが完了したものを対象とする。なお、リース契約開始日及び割賦購入契約開始日が対象期間に該当するものに限る。

2 申請書の受付期間は、令和7年6月2日から令和8年2月27日までとする。

但し、上記の期間内であっても令和7年度の予算枠に達した場合は、その時点までとする。

3 申請書の提出期限は、令和8年2月27日とする。

(助成金の交付申請・請求)

第7条 助成金を受けようとする会員事業者は、機器の装着、購入を行った後に、「アイドリングストップ支援機器等導入促進助成金申請書」に所定事項を記載し、添付書類を添えて、別に定める期日までに神ト協窓口へ提出する。

また、郵送による申請についても受け付けるものとし、受付日は申請書が神ト協に到着した日とし、提出期限必着に郵送されたものを助成対象とする。

2 添付書類等、必要事項を満たさない申請については、これを受理しない。

(助成金の決定)

第8条 神ト協は、前条申請書の提出があったときは、速やかにその申請を審査し、その申請の内容が適合すると認めたときは助成金の交付決定を行い、「アイドリングストップ支援機器等導入促進助成金交付決定通知書」を事業者へ通知する。

(助成金交付)

第9条 神ト協は、前条の「アイドリングストップ支援機器等導入促進助成金交付決定通知書」に基づき、内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(申請変更又は取り下げ)

第10条 交付申請後、申請内容の変更は原則認めない。又、取り下げをするときは、事業者は、速やかに「アイドリングストップ支援機器等導入促進助成金交付申請取下書」を協会へ提出し、その指示を受けなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して6年（蓄熱マ
ット・蓄冷クーラー・冷蔵・冷凍車向け後付スタンバイ装置については1
年）を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担
保に供してはならない。但し、あらかじめ神ト協の承認を得た場合はこの
限りではない。

(申請の要件等)

第12条 国の補助金が交付される機器及び令和7年3月1日から令和7年3月3
1日に導入した機器については、全ト協助成金の交付申請をすることがで
きない。

(報 告)

第13条 神ト協は、助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

(助成金の返還)

第14条 神ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に
交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他神ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事
項は、神ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成23年5月20日制定) 本要綱は平成23年4月1日より適用する。

(附則) (平成24年4月26日一部改正) 本要綱は平成24年4月1日より適用する。

(附則) (平成25年4月17日一部改正) 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

(附則) (平成26年4月18日一部改正) 本要綱は平成26年4月1日より適用する。

(附則) (平成27年4月13日一部改正) 本要綱は平成27年4月1日より適用する。

(附則) (平成28年4月12日一部改正) 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

(附則) (平成29年4月10日一部改正) 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成30年4月12日一部改正) 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

(附則) (2019年4月 9日一部改正) 本要綱は2019年4月1日より適用する。

(附則) (令和 2年4月24日一部改正) 本要綱は令和2年4月1日より適用する。

(附則) (令和 3年4月16日一部改正) 本要綱は令和3年4月1日より適用する。

(附則) (令和 4年4月22日一部改正) 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

(附則) (令和 5年4月21日一部改正) 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

(附則) (令和 6年4月26日一部改正) 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

(附則) (令和 7年4月25日一部改正) 本要綱は令和7年4月1日より適用する。

<別表>

アイドリングストップ支援機器等助成額

	助成額（単位＝円）		上限台数
	全ト協	神ト協	
電気式の毛布、マット又はベッド	—	購入価格の1／2 上限10,000円	会費請求台数(被牽引車除く) 1社上限15台まで
蓄冷式クーラー	—	購入価格の1／2 上限40,000円	会費請求台数(被牽引車除く) 1社上限5台まで
冷蔵・冷凍車向け後付スタンバイ装置	—	購入価格の1／2 上限40,000円	会費請求台数(被牽引車除く) 1社上限5台まで
エアヒータ	購入価格の1／2 上限60,000円	購入価格の1／2 上限60,000円 (但し、全ト協助成期間外のみ助成)	会費請求台数(被牽引車除く) 1社上限3台まで
車載バッテリー式冷房装置	購入価格の1／2 上限60,000円	購入価格の1／2 上限60,000円 (但し、全ト協助成期間外のみ助成)	会費請求台数(被牽引車除く) 1社上限3台まで

注：エアヒータ、車載バッテリー式冷房装置については、令和7年3月1日から令和7年3月31日までに導入されたものについては神ト協予算で対応することとする。